

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成しましたので報告します。

総 務 文 教 委 員 会

平成27年3月4日（水）
全 員 協 議 会 室
9時58分 ～ 15時02分

（委 員）佐々木委員長、岡本副委員長

岡野委員、小川委員、森谷委員、野藤委員、上野委員、江角委員

（議 長・委員外議員）足立、串崎、笹田、布施、芦谷、道下、田畑、平石、西田、澁谷
西村、牛尾昭

（執行部・総務文教委員会 所属管理職）

久保田市長

〔市長公室〕 湯浅室長

〔総務部〕 牛尾総務部長、前木総務部次長（総務課長）、河上安全安心推進課長、古森人事課長

斗光情報政策課長、小田人権同和教育啓発センター所長

〔地域政策部〕 砂川地域政策部長、細川地域政策部次長（政策企画課長）、坂田地域振興課長
岡田地域プロジェクト推進室長

〔財務部〕 埴財務部長、宮崎財務部次長（財政課長）、河野財産管理課長、宇津税務課長
稲垣徴収課長

〔金城支所〕 吉永支所長、大崎自治振興課長（金城分室長）

〔旭 支 所〕 田村支所長（自治振興課長、旭分室長）

〔弥栄支所〕 田中支所長、森下自治振興課長（弥栄分室長）

〔三隅支所〕 横田支所長、斎藤自治振興課長（三隅分室長）

〔会 計 課〕 江木会計管理者（会計課長）

〔教育委員会〕 石本教育長、山本教育部長、三浦教育部次長（教育総務課長）、~~佐々木学校教育課長~~

滝本学校教育課副参事、山根生涯学習課長、島田中央図書館長、
横田青少年サポートセンター所長、渡邊文化振興課長

〔選挙管理委員会・監査委員・公平委員会〕 原田局長

〔消防本部〕 加戸消防長、河上消防本部次長（総務課長）、梢江予防課長、佐々木警防課長
~~田原通信指令課長~~、藤井浜田消防署長

〔事務局〕 篠原書記 （報道）山陰中央新報社、中国新聞

【議 題】

- 1 同意第1号 浜田市教育委員会教育長の任命について
【全会一致で可決すべきもの】
- 2 議案第1号 浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について
【全会一致で可決すべきもの】
- 3 議案第3号 浜田市行政手続条例の一部を改正する条例について
【全会一致で可決すべきもの】
- 4 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
【全会一致で可決すべきもの】
- 5 議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
【全会一致で可決すべきもの】

- 6 議案第6号 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例について
【挙手全員、全会一致で可決すべきもの】
- 7 議案第7号 島根県後期高齢者医療広域連合に派遣する浜田市職員に支給する特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例について
【全会一致で可決すべきもの】
- 8 議案第11号 浜田市教職員住宅条例の一部を改正する条例について
【全会一致で可決すべきもの】
- 9 議案第12号 浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
【全会一致で可決すべきもの】
- 10 議案第13号 浜田市立図書館条例の一部を改正する条例について
【全会一致で可決すべきもの】
- 11 議案第20号 浜田市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例について
【挙手多数により可決すべきもの】
- 12 議案第21号 指定管理者の指定について(若生まなびや館)
【全会一致で可決すべきもの】
- 13 執行部からの報告事項
- (1) 「(仮称) 第2次浜田市総合振興計画」策定方針について
 - (2) 平成26年度第2弾婚活イベントの実施について
 - (3) 平成27年度坂根正弘奨学金奨学生の募集について
 - (4) 平成27年度「浜田探索ツアー」の開催について
 - (5) 平成26年度第2回まちづくりフォーラムの開催について
 - (6) 連結財務書類4表について
 - (7) 「市有財産無償譲渡処理要領(案)」の策定について
 - (8) 「廃校等遊休施設利活用基本方針(案)」の策定について
 - (9) 平成27年度税制改正の概要について
 - (10) 平成26年分 確定申告受付相談窓口の利用状況(中間報告)について
 - (11) スクールバス運行管理業務委託の入札結果について
 - (12) その他
ア 浜田警察署官舎用地の取得要望について
イ 有福温泉 平成26年4月入湯料改定前後の定期券購入者数比較表(旧有福村地区)
ウ 浜田市有料駐車場の使用料改定後の利用状況について
- 14 その他
なし

【議事の経過】

〔 9 時 58 分 開議 〕

佐々木委員長 少し早いが皆さんお揃いのため、ただいまから総務文教委員会を開会
する。
 本日の審査案件には、一般質問や議案質疑で疑義が出たものもある。
執行部には補足説明等より丁寧な対応を求む。
 ただいま出席議員は8名で定足数に達しているため、ただちに議題に入
る。

1 同意第1号 浜田市教育委員会教育長の任命について

佐々木委員長 議題1について。総務部長。
総務部長 4月1日から施行したい。候補者の所信をお聞きいただき審査してほし
い。
佐々木委員長 この件については、国会で付帯決議がなされている。よって首長の任
命責任はもちろんだが、議会においても丁寧な対応を求められる。石本
氏に所信を述べてもらいたい。
教育長 4月からの改正のポイントに、民意を代表する市長との連携を強化する
ことで民意との連携を強める狙いがある。
 今まで以上に市長との連携を密にしたい。
 また今後、市長が策定する教育大綱に基づいた教育振興計画を27年度
中に策定したい。
 具体的な事業等推進は教育方針で述べたとおり。着実に実行したい。
 教育に対する思いの一端を述べたい。子どもたちの成長過程で是非身
につけて欲しいのは、努力することの大切さである。市内の某高校の各
教室には、高い目標、誠実な努力が目標に掲げてある。身近な目標であ
っても良い、まず最初に目標ときちんと定め、日々一歩一歩努力するこ
とが何よりも大切だと感じる。目標に向かって努力することは、学習に
おいてもスポーツにおいても、社会人になってからも必要。努力の結果
目標達成できるという成功体験をたくさんしてもらいたい。あらゆる困
難に立ち向かう原動力になり、生きる力になる。努力の大切さを色んな
場面で子どもたちに伝えたいし、努力の尊さを学んで欲しい。私自身も
誠実な努力を積み重ねていきたい。
 学校・家庭・地域・行政が役割を分担し連携することで、市全体でこ
ども達を育む体制作りに向け、（仮称）浜田市子ども憲章を制定したい。
議員の皆さんには更なるご指導をお願いしたい。
 《石本教育長 退席》
佐々木委員長 ただいま予定者の石本教育長から所信を述べてもらった。委員から質
疑があれば。森谷委員。
森谷委員 一生を通じての努力ということと、点数の高低を言われるが、整合性
をいかに取るかをきちんとしてもらいたい。努力の推進は私の願うとこ
ろ。最適最良の人ではないかと思う。
佐々木委員長 意見ということで。他に。
 （ 「なし」という声あり ）
佐々木委員長 では審査を終わる。市長が退席される。

《 市長退席 》

2 議案第1号 浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について

佐々木委員長	議題2について、執行部から補足説明は。 (「なし」という声あり)
佐々木委員長 江角委員	この件について委員から質疑は。江角委員。 目的・理由には書いてあるとおりでらうと思うが、それに至った経緯は何か。見直しに繋がった経緯をお知らせ願いたい。
総務課長	総合管理計画の時にも少し触れたが、公共施設のマネジメントに特化した部署を作りたい。学校や住宅等の行政財産と一緒に、普通財産、処分や貸付が可能な財産だが、それと一緒にマネジメントを進めたい。そのため改正に至った。
江角委員	そういった意味で、条例改正でこの部署にすることについて、考え方、ここが一番良いと判断したのか。
総務課長	行政財産と普通財産を一緒に考えて、有効活用を図らないといけないので、これが最良と判断した。
佐々木委員長	他に。 (「なし」という声あり)
佐々木委員長	ではこの件については終了する。

3 議案第3号 浜田市行政手続条例の一部を改正する条例について

佐々木委員長	議題3について、執行部から補足説明は。 (「なし」という声あり)
佐々木委員長	この件について委員から質疑は。 (「なし」という声あり) ではこの件については終了する。

4 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

佐々木委員長	議題4について、執行部から補足説明は。 (「なし」という声あり)
佐々木委員長 江角委員	この件について委員から質疑は。江角委員。 先ほどの同意案件との関連で、出てきたんだろうと受け止めている。ここでの一部改正に関わる問題として、国の地方公共団体の関与の見直し、いじめの問題等があつて。最終的には教育の中立性、安定性の確保が謳ってある。そういった点について、浜田における考え方はどのような受け止め方をされているか。
教育総務課長	教育委員会の中立性という指摘だが、市長の意向が反映されやすいという印象を受けると思う。総合教育会議というところで、市長や教育委員会とで色んな意見を交わすが、あくまでもそれぞれ行政機関と教育委員会は執行機関として対等な立場。中立性は確保される。
佐々木委員長	他に。 (「なし」という声あり)
佐々木委員長	ではこの件については終了する。

5 議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

て

佐々木委員長

議題5について、執行部から補足説明は。

(「なし」という声あり)

佐々木委員長

この件について委員から質疑は。森谷委員。

森谷委員

何故急に、今年なのか。何か気がついたのか。

人事課長

基本的な考え方は変わっていないが、浜田市観光協会に市職員を派遣している。観光協会は市の補助金、事業補助や事務補助等の補助金で成り立っている。今年度については多少なりとも協会にお金があったのでこの部分については、これまで規定していた部分以外は協会負担で良かったが、財源的なものが協会に無くなってきていて、今後同様の負担が難しいということで、市が全額補助が可能になるよう改正するもの。

森谷委員

まとめるが、結局、向こうは金が無いしこちらは余裕があるのでこちらが負担するということだと思う。市が補助金を出しているのだから結局同じだという解釈でいいか。

人事課長

最終的にはそういう形。

佐々木委員長

他に。

(「なし」という声あり)

佐々木委員長

ではこの件については終了する。

6 議案第6号 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例について

佐々木委員長

議題6について、執行部から補足説明は。人事課長。

人事課長

(以下、資料をもとに説明)

佐々木委員長

この件について委員から質疑は。森谷委員。

森谷委員

説明資料8ページ5の2。30年3月31日まで差額を支給するとあるが、翌月からはガクっと下がるということもあるのか。

人事課長

そのとおり。3年間保証した後は急激に下がる。

佐々木委員長

他に。小川委員。

小川委員

12月議会の際の予算決算委員会、あるいは総務文教の中で参考資料を出されているが、今回は出されないのか。前回のを流用ということか。

人事課長

それをお願いしたい。

小川委員

前回のをそのまま引用させていただく。資料の中では平成17年に給与構造改革がおこなわれ、浜田市では19年1月に実施されたと書かれている。今回平均2パーセントで足すと6.8パーセント職員給与引き下げになった。生涯賃金が2億円で計算すると、1,400万円くらい下がるようだが、試算されているのか。

人事課長

個別には試算しているが、今言われた額くらいにはなると思う。

小川委員

地元産業が少ない中、市職員を目指す人もいる。職員のモチベーションが心配。平成27年度では人件費が2,000万円、平成30年からは1億円削減出来るとある。国でも総理大臣が経済活性化のためには賃金引き上げということで大企業に要請している。地方の経済に対してかなり影響が出るのではないか。地域経済に与える影響をどのようにお考えか。

人事課長

給料が減る部分は地域経済への影響はあろうかと思うが、どの程度かは推し量れない。

小川委員

地方の中では中小企業の賃上げが難しい中、公務員の賃金は目標額にされるべきではないか。賃金引き上げの牽引者となるべき。一定程度の

総務部長	職員賃金水準は確保してもらいたい。配慮をお願いする。 充分認識させていただきたい。一方では、浜田市においては人事院勧告等を重視して今後も対応していきたいと思っている。ご承知だと思うが、公務員の人件費は過去10数年来減少傾向で、憂慮する。一方制度的には地方交付税の職員給与単価が連動してすぐ出てくる。 参考に言うておくが、平成11年度の1人平均36万円、現在は33万円と単価が下がっており、浜田市も大きく影響していることもご理解願いたい。ただ、職員の生活等も含めて今後も対応していきたい。
佐々木委員長 江角委員	他に。江角委員。 私も本会議で出された趣旨等は理解する。12月にも申したが、労使の確認はできているのか。
人事課長 江角委員 佐々木委員長	11月の段階で労使の確認は出来ている。 労働組合側も厳しい決断をしたのだと思うので、それを尊重したい。 他に。
佐々木委員長	(「なし」という声あり) ではこの件については終了する。

7 議案第7号 島根県後期高齢者医療広域連合に派遣する浜田市職員に支給する特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例について

佐々木委員長	議題7について、執行部から補足説明は。 (「なし」という声あり)
佐々木委員長	この件について委員から質疑は。 (「なし」という声あり)
佐々木委員長	ではこの件については終了する。

8 議案第11号 浜田市教職員住宅条例の一部を改正する条例について

佐々木委員長	議題8について、執行部から補足説明は。 (「なし」という声あり)
佐々木委員長 岡本副委員長	この件について委員から質疑は。岡本副委員長。 3点ほど。弥栄教職員住宅ということだが、廃止するとなると解体等になると思うが、土地はどうなるのか。弥栄では教職員は住んでないのか。今後教職員住宅は弥栄には要らないのか。
弥栄分室長	用途廃止後は、議決いただいた後、条例交付に合わせ普通財産に所管替えを行い、入札による売却等を考えている。 次に現在は教職員は住んでおられない。空いているのも住宅管理上あれなので、一般の方に特別に入居してもらっている状況。教職員さんは26年度からおられない。 それから今後は必要ないのかという指摘だが、現在も浜田市内から通ってこられる方が多く、仮に東部から赴任される方も浜田市内に居を構える方が多い。特に今後、安城と杵束に1棟ずつ残して、あとは処分が必要との行政評価をいただいている。
教育総務課長	現在浜田市全体で、教職員住宅が49ある。合併以降ずっとある。小学校等統廃合があつて、教職員の入居が少なくなっている。空きも約半分。教職員住宅という性格上公募も出来ない。将来的には用途廃止して一般住宅に転用して市民の利用に供したいと検討している。

岡本副委員長	全体的な流れは把握した。特に弥栄のことで聞きたいが、普通財産として入札云々という話だった。定住対策とか色々言われる中で、この対象物に対して定住対策用の建物にしようとは考えていないのか。
弥栄分室長	解体という話が出たが、土地と建物含めて売却を考えている。気持ちとしては定住で、弥栄に住んでいただける方に参加してもらいたいと思っているが、基本的には公募による入札売却を考えている。
佐々木委員長 江角委員	他に。江角委員。 条例議案の新旧対照表を見ているが、かなりの建物があって、そのうち半分が空いていると。今回弥栄の判断もあったのだろうが、全体的な今後のあり方としては、もう少し整理しながら、個々より全体的判断が必要になっているのではと感じた。今後はどのようにお考えか。
教育総務課長	今までは各自治区ごとに管理していたが、4月からは一元化することになった。物件の状況等を見ながら、廃止も考えるし、状態が良ければ一般利用に活用したい。今平成29年4月から指定管理の方向を目指しており、それを目途に教育委員会で一定の方向を出す。
江角委員	承知した。教職員住宅は市がやはりあくまでも対応しなければいけないのか。県も維持をしたり支援したり財政的にあるのか。
教育総務課長	最近教職員住宅を新築したことはないが、合併以前の古い時期には国からの助成があった。その適化法の関係で出来ない住宅もあるので、先ほど言った29年時には方向性を出す必要があるかと思う。
佐々木委員長 森谷委員	他に。森谷委員。 市有財産無償譲渡処理条項のところで併せて聞きたいので準備しておいて欲しい。
佐々木委員長 岡本副委員長 教育総務課長	他に。岡本副委員長。 東部から来られる方々は県職員住宅におられるのか。 具体的に、県の教職員住宅は整備されていないので、民営アパートを借りておられるのでは。
教育長	県職員の教職員住宅は浜田市内にもある。県立学校に勤務される方がそれに入っている。市立学校に勤務の教職員は市が用意した住宅か民間の住宅に入っている。
佐々木委員長	他に。
佐々木委員長	(「なし」という声あり) ではこの件については終了する。

9 議案第12号 浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例について

佐々木委員長	議題9について、執行部から補足説明は。 (「なし」という声あり)
佐々木委員長 江角委員	この件について委員から質疑は。江角委員。 資料の14ページ。法律改正、制定されたとのことでそれに伴ってとある。概要(2)、国が定めている基準の範囲内で市長が別に定める額とある。今回提案されている中身は、国の基準よりどういう状況になっているのか。
教育総務課長	14ページ備考欄の表が、国が定める平成27年度の額。1から5階層。裏を見ると(2)の改正後表の第一子の2階層までは国が定めた基準額と同じ。3階層からは国が定める基準額の範囲で定めるということで、

	現在考えているのは3階層は現行そのままで、4階層に750円プラス、5階層にさらに750円プラスで28年度からあげさせてもらいたいという提案。
江角委員	ということは、国基準の目一杯というわけではないね。他市の状況からすると、この金額はどういう位置にあるか。
教育総務課長	他市が方針決定する情報がなくて、唯一出雲市が現行より確か3,000円くらいを上限として階層ごとに料金を見直すと言われていたもので、今回提案されていると思う。それ以外の自治体は応能負担は導入するが、現行水準を維持したいという話だった。上げない方向の自治体もあるらしい。出雲市が9,000円と聞いていたが浜田市もたまたまだが5階層のところが同じ金額だ。
江角委員	今の段階では想定出来ないかもしれないが、今と今後の収入との総枠の変化は出てくるのか。
教育総務課長	公立保育園の保護者の所得状況が掴めない。民間から推計して試算した。第4、5で金額が上がるが、第二子からの軽減措置が大きい。約200万円ほど市の収入が減るのではと。28年度からは約120万円市の負担が減るだろうと。保護者の負担軽減になると思われる。
佐々木委員長 岡野委員	他に。岡野委員。 新旧対照表の、条例6条。保育料は保護者からというのをわざわざ外しているが、外した理由や事情の説明を。
教育総務課長	第4条とのからみで、そこで保護者は保育料を納付しなければならないと謳っている。重複を避けるため、6条の方で保護者という表現を削った。
岡野委員	了解した。
佐々木委員長	他に。
	(「なし」という声あり)
佐々木委員長	ではこの件については終了する。

10 議案第13号 浜田市立図書館条例の一部を改正する条例について

佐々木委員長	議題10について、執行部から補足説明は。 (「なし」という声あり)
佐々木委員長	この件について委員から質疑は。 (「なし」という声あり)
佐々木委員長	ではこの件については終了する。

11 議案第20号 浜田市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例について

佐々木委員長	議題11について、執行部から補足説明は。消防総務課長。
消防総務課長	消防本部、消防署の機構改革のための条例改正。東部及び西部の2出張所をそれぞれ1つの消防署として一体的に運営する体制を作るもの。 1、署長を配置して指揮命令系統を明確にすることで、災害時の初動体制及び対応力を強化する。 2、平常時の消防団や支所との連携を密にする。 3、きめ細かい業務管理や手厚い人事管理を行うこと。 今回は定数の中で、消防業務支援システムの導入、事務分掌等の見直しの内部努力によりやりくりし、現員でできる最も効果的と思われる機構改革を行うものだ。なお、消防業務の特性から人員を増員せず消防力

の強化を目指すには限界がある。増員に向けて引き続き関係部署と協議していききたい。

(以下、資料により説明)

佐々木委員長
森谷委員

補足説明が終わった。この件について委員から質疑は。森谷委員。

この組織に有効性があるかどうか、人員が足りているか、組織と人員どちらを先に手当するべきか。

私自身は当然、人員を先に増やして訓練し、配置可能にしてから新設組織に配置するものと思っている。

人員は何人必要か、いつかという昨日の質問に対して明快な答えはなかったが、私は一般質問で最低18人必要だと言っている。三隅火電2号機の関係で更に手当が必要ではないか。

私は今回消防長と膝をつき合わせて話したが、財政の問題で人員は増やせないという話が市長と進んでいたことは少しも出されず、表面的議論で終わってしまい非常に情けない。本気なのか不信感を持っている。

消防総務課長

消防本部としての組織が先か人員配置が先か、及び人員についての考えについて。平成23年時点で消防の現状と課題を職員皆で考え整理した。人員増も含めた組織体制のあり方についての検討を報告書に纏めた。その時は人員増は必要と結論付けたが、今回、浜田市の行財政改革の中、交付税が億単位で今後減っていくだろう中で、職員増は、もちろん消防としては強く言って行かないといけないが、市民負担等を考えると、例えば出張所の人員を1人増やそうと思うと、2日分必要なので、単純に言えば年間120日くらいしか勤められないので、その3倍必要で、かなり財政負担が大きい。

現在、他の予算との兼ね合いもあろう。平成24年からは人員増を考えず何とかやり繰りの中で体制強化出来ないか、これがもともと発端になって今回の機構改革に至った。職員増については別途協議している。今回の署長2名分も、今後の増も検討してもらっている。

実員の不足についてだが、職員採用は8ヶ月消防学校に入る。その間は欠員状態だ。その前倒し採用も平成28年からやっていただける話が進んでいる。こういった内部努力は必要だと思う。まず努力して出来る組織を作ってから、人員増を検討したい。

森谷委員

人員削減計画の枠外にあるという認識をすべき。財務部長でも市長でもないのに、必要なものは要求すべき。要求段階で台所を考えても仕方ない。

支所も人員減、防災気運は高まっている。消防業務は深く広がっている。消防はただの公務員ではない。もっと自分の仕事に自信と誇りを持って人員増を訴えて欲しい。

私が話に行った時に、市長と増員計画があるとか一言も聞いてない。実際最低でも何名必要だと思うのか。

消防総務課長

人員についての市長部局との話し合いは、もちろん財政も含めて、消防の人員の必要性はもちろん話している。元々消防職員の必要性については、消防しか要望する所はないと思っているので、厳しい中でもずっと要望し続けようと思っている。しかしなかなか議員にお伝え出来るところは難しい。

何名必要かについてだが、旭・金城、東部地区で言えば以前は1つ5名

	体制。出張所が2つになり3名ずつになった。これは救急現場到着時間等の兼ね合いもあって。2つで言えば6名。救急車2台消防車2台。西部で言えば三隅は5名、弥栄3名だった。三隅出張所については5名体制が1つの目安になると思う。密集地、市街地についての消防力の整備指針では、消防隊については5名、装備によっては4名でも良いというのが1つの基準。それ以外の地域、例えば中山間地については、実情によると書いてある。必ずしも5名でなくてはならないということではない。 今後のこと、三隅火電の2号炉の件もある。それを考えれば私の立場で何名とは言いにくい、人員増は必要だと思う。
森谷委員	私が折角人員のことで話に行ったが、本気さが足りない。 私は18名増員と計算した。とりあえず新人が使いものになるまで2年にかかる。18名という人数はワンステップとして望ましいか、それとも足りないか。
消防総務課長	現状では、私が思うには多い。三隅を増やすところがまずは現実的だと思っている。
消防長	森谷委員が消防に来られて人員増の話をされて、大変ありがたい。署長設置の条例制定までは市長部局とも折衝し、市長にも何度も話しにいった。将来浜田消防のあるべき体制として3署体制の考え方を打ち出した。協議する中で、市長は自治区、防災自治課に職員4名配置は出来ないとか、消防の方で検討し、支所と相談しながら、こういった仕事出来るのかという話までは煮詰めていただが、結論は出ていない。 私のレベルで軽々に外に言うのはどうか、話が独り歩きするのを恐れ、話を出すことを控えていた。
消防総務課長	消防力の整備指針では、救急車3人、消防車5人の8人は必要だが、平成17年の改正で兼務が可能になった。当時三隅は5人だったが、3人が出動すると2名残る。災害が重複しないという考えだが、火災は5人で出ることになっているので5名配置なんだろう。
森谷委員	現実的に多いと発言した。県内を参考に話したい。浜田は現在、26年4月1日現在で、1人あたり515.9人。松江は856.4人、出雲が811.7人。益田が548.9人、江津・邑智が375.8人。島根県全体で615.5人。こういう現状を踏まえた考慮が必要。
佐々木委員長 野藤委員	他には言うなと言われれば私は黙っていた。 参考にはなるが算数だけで決めるつもりはないと思う。消防士を増員することによって浜田に人が寄ってくるかもしれない。色々考えていただきたい。 他に。野藤委員。 消防年報を見ると、今言われたような数字が出ている。こういうデータを議員に見せていただきたい。それを見ると、合併をした年に定数112名となる。翌年18年に旭出張所に職員9名配置と、年度ごとになっている。効率重視をして機械化というか、資機材を新しくして少ない人員でやっておられるのが分かる。情報提供、数字はきちんと出していただいた方が良いでしょう。
消防総務課長	消防からの情報提供は今までなかなか無かった。今後積極的にしたい。実際に消防本部に来ていただき、活動内容や救急業務内容や勤務状況を調査していただく機会があればありがたい。

野藤委員 75ページに渡る年報が出ていた。ホームページから見た。当初出張所が無くなるというのがなんとなく流れていた。人員が充分過ぎるなら良いが、例えば救急が増えているとか、ドクターヘリがこうなっているとか、説明された方が良い。

佐々木委員長 他にもたくさん質問があるようなので、ここで休憩を挟む。再開は11時20分とする。

〔 11時 11分 休憩 〕

〔 11時 20分 再開 〕

佐々木委員長
岡野委員 会議を再開する。休憩前に引き続き質疑を行う。岡野委員。
人員配置と直接関係あるか分からないが。救急について。ドクターヘリをよく見るが、旧那賀郡におけるドクターヘリ出動回数は。各地区ごとにどのように連携を取っているのか。どこからヘリが飛んでいるのか。

消防総務課長 昨年、浜田医療センターにヘリポートが設置された。以前は出雲空港の島根県ドクターヘリが浜田も管轄していたが、現在広島西空港の広島県ドクターヘリが第一選択として浜田を管轄している。時間的なことを考えた時に、広島からなら場所によっては20分以内に来る。患者さんのもとに医者をお届ける目的と、短時間の患者輸送。医療センターのヘリポートが役に立っている。件数等については後日資料提出させていただきたい。

岡野委員 件数はともかく後で良い。聞いたかったのは、119番を電話して、例えば三隅なら三隅、出張所の所長や隊長がヘリを判断するのかと思ったが違うのか。

消防総務課長 基本的には通報内容で判断する。通信司令課がキーワードで判断する。救急隊からの時間距離も併せて検討する。

佐々木委員長
小川委員 他に。小川委員。
定数の112名について。根拠は平成17年10月の職員定数条例に基づいているのだと思う。国の示した消防力の整備指針による充足率をどう計算されているのか。人口や面積によって基準があると思うのだが。

消防総務課長 震災以降、消防力の強化で定数を増やしている所がある。首都圏は満たしているが、地方都市は50、60パーセントだと思う。そのあたりどういうふうに分析されているか。

消防総務課長 充足率は、消防力の整備指針。市街地・準市街地については細かい取り決めがある。車両配置ベースに。浜田消防のように広域合併したところは中山間地を抱えているため充足率の計算は単純ではないが、委員が言われたような数字になると思う。

佐々木委員長
江角委員 松江が20名の定数増、安来も定数増にしている。理由は、実員確保のため。欠員補充して、240名は必ず確保するため。定数増は現在の流れだと思っている。

他に。江角委員。
昨日私は唐突に、何人不足しているか、いつ補充されるのか聞いた。今回初めて一般質問の答弁で市長答弁があった。3点ほど示された。これは合併以降112人体制を基準にやってきたが、これではいけないのではとずっと考えてきたという話だった。結論は112名はやはり少ないと。その

消防総務課長

中で市長の考えを3点言われた。これが浜田市全体の到達点だろうと思う。結論は全体的には足りない、これが明確になった。議案審議の焦点は、不足している状況の中でこういった機構改革をする方が、余計に消防力が下がっていくのではないかとというのが焦点だと思う。同僚議員の質問を聞いていて、消防団員でもあり、内容にも精通している印象を受けた。昨日の議案質疑でも、消防に携わっておられる方の意見も踏まえた質疑だったと思う。

本当に現在の要員不足の中で、この方が市民にとっても職員にとっても、余計な負荷がなく体制が取れるのか。私は同僚議員の言い分の方が正しい気がしている。これが審査のポイントだと思う。そのあたりの見解を求めたい。

機構改革自体、効果的なのかどうかだと思う。メリット・デメリットを言わせていただく。メリットは、東西の署長が配置される出張所と言えば、平日の人員確保が1名増になる。管内を1つに纏める、2出張所間の指揮命令系統の明確化。平日日中1名居るということは、各種訓練、指導等に携われる。今まで非番員のみで対応していた訓練や講習にも対応出来る。負担の軽減や時間外手当の抑制に繋がる。現在消防署長が84名という部下を抱え、出張所でも本署で多くの人員を抱えている。出張所もそれぞれ離れており、なかなか面談も業務管理もしづらい。今後これが分かれば、本署は48名、東西はそれぞれ18名の業務・人事管理になる。

デメリットとすれば、今思いつくのは、日勤2名を減らして充てるわけだが、内部努力よりも人員配置にしたい。経費的には管理職手当が発生する。これは現在非番職員で対応しているものが、当務の中で行えるので計算上も十分まかなえる。

江角委員

人員増が伴わないため劇的な変化はないがメリットが多いと考える。

説明では理解しづらい。本会議のやりとりでいくと、結局は定員が少ないのだから、機構改革で職員に負荷がかかって防災力が欠けて、市民の不安が高まるのではないか。

職員の皆さんに負荷がかかるという意味ではどうなのか。負荷は少なくなつて防災力がますます発揮できるのか。それなら人員は足りているのではないか。

消防総務課長

職員に負荷がかかるかかからないか、かからないなら現状で足りているのではないかというご指摘だが、全体で言えば本部日勤が減るのだから、若干の負荷はかかると思う。しかし現状では、消防も人員削減を考えるべきではないかと思っている。しかし対応力が減るとは考えていない。

江角委員

結局、この議案を提案される時点では、市長答弁は無かった。一般質問の答弁を通じて市長がああ答弁をされた経緯がある。だとすれば、消防でも答弁されているが、将来に繋がる機構改革だと言われているが、適正配置になってから機構改革をするのがベストだと、誰が聴いても思うのだが。

消防総務課長

言われるのはもっともだと思う。当初からの検討の中では、人員を増やさないと何とか出来ないかというのが根底にあってこの検討になっている。人員増も時間がかかって段階的なので、現在浜田市として合併した中で、新しい体制を考える中で、まず体制を作ってから人員増を整え

江角委員	ていくべきと考える。 私はこの体制での機構改革は、消防力の低下に繋がるのではないかと考える。同僚議員が一般質問でかなりきつい言葉を使っていたが、現在消防に携わる方の後押しなんだろうと思う。 行革で網をかけて、同じように考えてはいけないところがある。過去に同じ手法で矛盾が出た例もある。
佐々木委員長	他に。 (「なし」という声あり)
佐々木委員長	ではこの件については終了する。

1 2 議案第21号 指定管理者の指定について（若生まなびや館）

佐々木委員長	議題 1 2 について、執行部から補足説明は。 (「なし」という声あり)
佐々木委員長	この件について委員から質疑は。 (「なし」という声あり)
佐々木委員長	ではこの件については終了する。

1 3. 執行部からの報告事項

(1) 「（仮称）第2次浜田市総合振興計画」策定方針について

佐々木委員長	議題 1 3 (1) について、 (以下、資料をもとに説明)
佐々木委員長	この件については逐次また説明しながら意見を聞くとあったが、今日の段階で委員からあれば。森谷委員。
森谷委員	市長任期がどのように区切っているか分からない。
政策企画課長	25年10月から任期となっており、29年10月までという形になろうかと思う。図を見ていただくとラインが入っている。その4年後が平成33年。今だと28年から6年間となるので、平成33年度末になる。そうすると市長任期から6ヶ月の余裕が出来るので、その間に短期的計画を作っていただき、実施しながら改選までの2年間に新たな計画を作っていただきことになる。
森谷委員	25年からなら29年が切れ目になるはずだが。基本計画は市長の任期に合わせるとあるが。
政策企画課長	変わられた場合は同じように半年間、29年度中に実施計画を作っていただき、それに合わせて今の基本計画が良いかも検討していただき、2年後に新たに計画を作っていただき。それは4年毎同じ形だ。
森谷委員	別の人が市長になった場合、2年後策定しなければならないのがこの図から見えない。
政策企画課長	おっしゃるとおりだが、ここに敢えて書いてない。
森谷委員	立場的に書き難いのは分かるが。 4ページ。いつも思うのが、市民の話を聞いたと言うが、20代30代の意見があまり取り入れられてないように思う。20代30代で考えて、30代40代で体験することが必要。メールやTwitterを利用すると言うと、若手の意見に偏ると言う。和光市はアンケートの回答が無ければ個別訪問しているという。若者が市政に関心を持たない状況が生まれる。 ありとあらゆることで、幅広く。20代はアンケート返してくれないと

	言って胡坐をかいている場合ではない。 本心はあけっぴろげで良いと思う。（２）庁内体制。ここだって公開にして良いと思う。そうすればほぼ決まりになってから、誰が決めたんだよもう動かせないのに、という話にならないと思う。
政策企画課長	この計画をつくるにあたり、審議会を作らせていただきたいと考えている。若い方を入れる必要もあろうかと思うし、女性にも入っていただかなくてはいけないと思っている。市民アンケートについても、ご指摘のことは今まででも若者の回答が無いことは見えているので検討したい。 庁内体制は飽くまでも敲きを作って、最終的には審議会で意見をいただきながら最終的に答申いただく流れになる。ワーキンググループ等をオープンにすることは出来ないが、出来る限りオープンにしたい。
森谷議員	庁議を情報公開請求で読んだが、瀬戸ヶ島について1回しか話されていない。政策企画会議は議事録が残るが、庁議になった途端に目次程度にしか残らない。大事なもののほど、記録としてあることが必要だと思う。公開が一番良いとは思いますが。
地域政策部長	今後の情報の取扱いについてだが、基本的に公開出来るものは公開するスタンスでやっている。全てを公開すると混乱を招く場合もあるからそこは注意する必要があるが、ご意見は参考にしたい。
佐々木委員長 江角委員	他に。江角委員。 5ページ。議会の意見聴取を都度大切にしてもらいたい。その背景は、最近の状況を考えると、これまでの予算審査に一定の安定感があつたのはそれぞれの建設計画があつた。それを総合振興計画に移していった。そして財政の裏付けとして中期財政計画があつた。我々も審査しやすかった。今は過渡期なので。新市長が誕生してロードマップが出てきた。それに合わせて中期財政計画が出てきた。どこかで外部でも叩いてないものが載ってきて議論になっている。総合振興計画づくりについてはそういったところを丁寧にすることで審査しやすくなると思うのでよろしく願う。
佐々木委員長 岡本副委員長	他に。岡本副委員長。 5ページ。議会に対して順次示していきたいというお話だった。我々は説明不足を感じつつ、どの時点が我々に示していただけるのか。
政策企画課長	今の段階でどのタイミングかはお示ししにくいですが、総合戦略が同時進行で進んでいくと思うが、その説明の際に出来るだけ併せて説明したい。
佐々木委員長	他に。
佐々木委員長	（ 「なし」という声あり ） では、ここで昼休憩を挟む。再開を午後1時とする。

〔 12時 02分 休憩 〕

〔 12時 59分 再開 〕

(2) 平成26年度第2弾婚活イベントの実施について

(3) 平成27年度坂根正弘奨学金奨学生の募集について

(4) 平成27年度「浜田探索ツアー」の開催について

佐々木委員長	議題 1 3 (2) から (4) について、政策企画課長。
政策企画課長	(以下、資料をもとに説明)

佐々木委員長	(2) について委員から質疑は。 (「なし」という声あり)
佐々木委員長	(3) について委員から質疑は。 (「なし」という声あり)
佐々木委員長	(4) について委員から質疑は。 (「なし」という声あり)
佐々木委員長	ではこの件については終了する。

(5) 平成26年度第2回まちづくりフォーラムの開催について

佐々木委員長	議題 1 3 (5) について、 (以下、資料をもとに説明)
佐々木委員長	この件について委員から質疑は。 (「なし」という声あり)
佐々木委員長	ではこの件については終了する。

(6) 連結財務書類4表について

佐々木委員長	議題 1 3 (6) については、長い時間がかかりそうなので後に回す。
--------	-------------------------------------

(7) 「市有財産無償譲渡処理要領（案）」の策定について

(8) 「廃校等遊休施設利活用基本方針（案）」の策定について

佐々木委員長	議題 1 3 (7) (8) について、財産管理課長。
財産管理課長	(以下、資料をもとに説明)
佐々木委員長	(7) について委員から質疑は。森谷委員。
森谷委員	無償譲渡の理由について。恐らく管理費用がかかるだとか、空っぽだと不用心だからではないかと思う。何故普通の取引のようにすればいい。誰でも来てください、住民も協力すると言っているくらいが当然だと思うが。
財産管理課長	浜田市が所有している公有財産は2種類あり、行政財産と普通財産。普通財産は処分対象となる。行政的役割を終えたと判断すると普通財産として管理し、遊休財産として積極的な利活用を目指す。26年度から積極的になったのが、地元で使わせて欲しいという声が上がった際に、ルールが定まっていなかった。 無償の場合は制限をかけないと。もともとの条例にもあるが、もともと一定の縛りがかかっている。無償や安く譲渡する場合には制限がある。それに基づいて整理したのが今回。
森谷委員	ではこの案は、一般的に言えば特殊な場合ということか。では特殊でない場合は何に基づくのか。
財産管理課長	一般的には処分時には売却する。公募による。これは特殊事例として、無償譲渡なので、特別に制限をかけている。
森谷委員	(3) のオが気になる。公租公課とは固定資産税ということか。
財産管理課長	はい。
森谷委員	町内会でも固定資産税がかかるのか。登録は無償でもかかることになる。浜田市の方で建物の評価をする流れになるのか。
財産管理課長	そのとおり。
森谷委員	先ほどの、弥栄の教員住宅はこれに当てはまるか。

財産管理課長 森谷委員 岡野委員	弥栄の場合は公売なので、これには該当しない。 了解した。 しっかりルールづくりすることは今後のトラブル回避になると思う。 4、5番だが、建物譲渡して底地は浜田市の物だとする。当然登記するのだが、事業用として借りて抵当権を設定した場合、お金を借りたが立ちゆかなくなるとして所在不明になった場合は、建物が第三者にわたることも想定しないといけない。建物が宙ぶらりんになって土地が動かせないというようなことは想定しているか。
財産管理課長	建物については用途指定で10年を考えている。想定外のことが起きた場合、事業用定期借地権を設定するので、土地が必ず返還される措置を講じている。老朽化している建物もあるし、それでも良いから貸して欲しいと言われた場合、事業用定期借地権に当てはめないケースもあると思うが、こうした借地権を設定して問題を回避したい。
岡野委員	建物は浜田市のお金で解体するのか等、様々なことを想定しておかないと非常に困る。10年20年後にどうなるか分からない。
財産管理課長	要領はこのたび初めて策定するが、ご指摘のように色んな問題が考えられる。必要に応じて随時改正しつつ、問題が起こらないように見直していきたい。
佐々木委員長	他に。
佐々木委員長 森谷委員 財産管理課長	(「なし」という声あり) では(8)について。森谷委員。 フロー図、これは全体が廃校だけのことか。
森谷委員	廃校だけではない。これは1つの例としてフローズは廃校を想定したが、遊休施設を利活用する際の基本方針としている。廃校等としている。 フローズの出発点が廃校の決定とあるが、ここを変えれば全てに当てはまるということか。
財産管理課長 森谷委員	はい。庁内の利活用検討以降はどの施設にも当てはまると思う。 次ページの案の1ページ。課題等があると思う。困っている状況がここに書いてあるが、このような苦しい事情があるにも関わらず、上から目線。逆に住民が協力するとか、普通に使えばいいわけで。迷惑かけたらいけないのは一般的な話。あまりに干渉しすぎでは。
財産管理課長	公共用施設であったことや、廃校等と言うように主には廃校を想定していることから、地元への影響や一定の制約があるんだろうと思う。しかし地元の理解が得られれば、積極的に利活用のためにご提案をいただくが、中身については選定委員会で審査いただき、地元にとっても良い事業かを考えないといけないので、このような表現にさせてもらった。
森谷委員	廃校はなかなか使いにくい。使用目的の制限をするのは一般的じゃない。昔学校だったからといって何が偉いのか。ただの古い大きな建物。経営計画まで出せと要求するなどもってのほか。撤廃すべき。
財産管理課長	限られた施設であるし、公募するにあたって色んなお考えを持ち、色んな提案があろうかと思う。その中でどういったものが地域のためになり、経済効果が地域に良い意味で影響するか、そういった視点が必要だと思う。何でもかんでも良いということではなく、一定の中で良いアイデアを出してもらいたい。
	実際に公募する際は公募要領を策定して広く公募する。表現や条件に

森谷委員	についてはその段階でも検討出来ると思うので、指摘は参考にさせていただく。 3ページ上、3(1)ア。提案を自ら実施する法人とあるが、学校なら教室ごとに貸すことも出来ると思う。あまりにも手厚いとか心配しすぎなのか、他所のをコピーしたのか分からないが、邪魔になる規定がぼろぼろある。どこかを参考にしたのか。もし参考先が後悔しているようなものを参考にしていたらどうするのか。
財産管理課長	廃校の利活用のための公募については、文科省のホームページに取組み事業が紹介されており、全国の事例もいくつか見られる。その中で参考になるものを浜田市版としている。色んなところをモデルにして整理している。自分たちで考えた部分も無いわけではない。
森谷委員	参考にするにしても、先方に電話なりして、改正の必要な点等を確認するだろう。
佐々木委員長	他に。
佐々木委員長	(「なし」という声あり) ではこの2件については終了する。

(9) 平成27年度税制改正の概要について

(10) 平成26年分 確定申告受付相談窓口の利用状況(中間報告)について

佐々木委員長	議題1 3(9)と(10)について、税務課長。
税務課長	(以下、資料をもとに説明)
佐々木委員長	(9)について委員から質疑は。岡本副委員長。
岡本副委員長	3ページの固定資産税関係。特定空き家について6倍のところを6分の1と表現されている。具体的な説明を求めたい。
税務課長	昭和48年くらいに作られた制度。持ち家政策を進める意味もあったと思うが、住宅が建っている土地は200㎡までが税金が6分の1となり、それを超える部分は税金が3分の1になる制度だ。この制度があるため危険家屋が解体されずに残るという指摘があった。この新しい法律により、土地の税金を高くすることによって危険家屋がいつまでも残ることを阻害する趣旨。
岡本副委員長	了解した。
佐々木委員長	他に。
佐々木委員長	(「なし」という声あり)
佐々木委員長	では(10)について委員から質疑は。
佐々木委員長	(「なし」という声あり)
佐々木委員長	ではこの2件については終了する。

(11) スクールバス運行管理業務委託の入札結果について

佐々木委員長	議題1 3(11)について、教育総務課長。
教育総務課長	(以下、資料をもとに説明)
佐々木委員長	この件について委員から質疑は。岡本副委員長。
岡本副委員長	落札金額1,900万円で年間640万。多分6路線だと思うが、一路線あたりにすると、110万円となる。どう考えても無理だと思っている。公共入札もある程度制限しようという動きがある。運行に関することだが、制限をかけるべきだと私は思っている。これがずっといくと価格競争になっ

財産管理課長	たり立ちゆかなくなったりする。何故これが制限を設けられないで執行されるのか。入札に関わる部分も併せてお聞きしたい。 入札担当は我々なのでお答えする。公共工事については島根県の入札制度見直し等が最近ニュースになった。物品や業務委託関係は、最低制限価格制度が無い。最近特に質問をうけている。ご指摘部分については、あまり安く応札されるのはいかなものかと私も感じている。27年度について、業務委託関係については公共工事の考え方を少し導入し、最低制限価格を設定する。全国で試行的にやっている地区もある。今後試行的に進めていきたいと思っているのでご理解いただきたい。
教育総務課長	私どもが積算していた金額とあまりに開いていたので、落札業者に仕様書を1項目ずつ聞き取りしながら、果たして安全に運行が出来るか確認した。確実な運行が出来るだろうと判断した。経営的判断で積算されたのだろうと判断した。
岡本副委員長	規定は無いという話だった。運転という労務が絡んでいる。子どもの安全もある。どこかで無理をしてスクールバスの運転に向かってくるのではないかと想定する。チェックはしたと言うが、ヒアリング内で求めているのか。バスの運転を専属してやっているのかといったことも確認したのか。
教育総務課長	専任運転手6名配置。その上で運送業務の運転手も確保しているから不測の場合は代替で運転手確保も出来る。
岡本副委員長	そういうことで確認して、良いと判断されるということは、逆に言えば他が高すぎるのではないか。私はストップをかけるべきだろうと思う。3年間、この6路線については。今後見直すなら何故今まで…色んな案件が出ているのだが、そこで話し合いをされて、このたびその話がなされなかったのか。検討事項があったのかどうか。
財産管理課長	検討したかどうかという意味では検討していない。ただ、以前から業務委託に関しては、特にビル清掃については、都会地では工事関係の制度を参考に導入しているケースがある。全国的にはまだ少なく、県内でも事例としては1、2件しか実態が無い。なので全国事例を見ながら、まずは取り入れようとしている。
財務部長	全然検討していないわけではない。何らかの措置は出来ないか。調べた結果良い事例がなかった。協働組合方式を検討してもらえないかという話はした。55パーセント落ちた。入札後に判断したのは、人件費部分を抑えるんだらうと。聞いてみると、落札されたのはある程度規模が大きい会社なので、他の業務の職員が代替でということだが、ぎりぎりのところだと思う。このまま続けるのは非常にまずいのもっと研究を重ねる。
岡本副委員長	執行部が検討された金額から大幅に価格が下がったりする時は会議を設けて制限を設ける。安全安心をどう担保するのか考えてもらいたい。
財産管理課長	先ほど検討していないと言ったのは、今回の入札について前もって検討していなかったという意味で言った。27年度から試行という形で、全国事例を参考にやってみようという考え。対象事業はこちらで考える。
佐々木委員長	他に。
佐々木委員長	(「なし」という声あり)
佐々木委員長	ではこの件については終了する。

(12) その他

佐々木委員長	議題 1 3 (12) その他について、執行部から何かあるか。安全安心推進課長。
安全安心推進課長	(以下、「浜田警察署官舎用地の取得要望について」資料をもとに説明)
佐々木委員長	この件について委員から質疑は。岡野委員。
岡野委員	この浜田警察署跡地は、そのまま浜田市の名義の土地として県に貸していたという形で、官舎に関しては県の所有地でそれを浜田市が取得して地形を良くするという理解で良いか。
安全安心推進課長	警察用地も購入で取得予定。
岡野委員	浜田警察署跡地はもう既に決定していて、官舎部分の地形を良くするためにドッキングさせるという趣旨か。
安全安心推進課長	取得時の価格になるだろうと思うが、それに併せて今回追加でここが取得出来ないかという話。ただ整形になると多少単価が上がる可能性はあるが、その辺も含めて可能かどうかの協議をさせていただければと思っています。OKが出るか分からないが、希望という形で動かせたらと。
江角委員	黒川の医療センター跡地を交換するという時に、あそこだけでは価格が釣り合わないということで、職業訓練校跡地も含めての交換になった。それからすると、ここもこういう形で整理すれば良かったのではないかという気がする。まあ過ぎたことなので。 今後からすると、シビックコアの関係がまた浮上してきている。その意味でこの土地を購入出来たら前に持ってきて交換しながら…まあ他の国の用地が余ってくる兼ね合いで難しいかも知れませんが、そういったことも少し視野に入れて。部分部分の対処ではなく、将来にわたっての考え方も含めてこの土地をどうするかも検討していただきたい。答弁は要らない。
森谷委員	君市踏切の北側の大きな土地も浜田市が買われた。ここも買われた。社家地神社の前も買われた。何に使うかは決めてないが良い土地だから取っておこうなどというのは、金が余っている転売人の思考。転売するなら「地形が良いから買おう」で良いが、もし土地があれば今の事業全体を見て、候補地のための在庫を持っておくべき。あまりにもブラックボックスなのか、脳が無いのか分からないが。他人の貴重な金なのだから、現時点での考えをしっかりと持った上で土地取得するべきではないか。 今までも、公共施設は小さくしていこうと。その代わり少し金に余裕が出来ると、瀬戸ヶ島や城山等のような計画を考え出す。その辺は余程強い意思で職員さんがコントロールするぐらいのことをしないとけないと思う。「これはいけません、やめてください」ぐらいのことを言うような強い意思でコントロールしていくべきだと思う。
地域政策部長	用が無いのに買っておこうというのは、とてもじゃないが許せない。 政策の諸々については私が担当になっているのでお答えする。 警察用地については先ほど安全安心推進課長も言ったように、福祉とか、子育てセンターの建て替えをどうするか等も想定しながら検討している。まだ他にも建て替えしなければならない物もあるし、土地の広さによってどこまで出来るかもあるので、そういう点について議論している。基本的には市の必要なものをここに持ってきてきたいという考えで取得

する。

それと、シビックコアの話については、確かに昨年ぐらいから国の方針が、以前はシビックコアというのがあって総合振興計画の進捗状況の時も話したように、未着手の事業とご報告しているが、国が、国と地方の行政機関を合体して建てることでお互いにとって経費削減出来るのではということで方針を出して研究しておられるが、まだ具体的に予算をつけてやるというところまで来ていない。ただ、浜田市としても以前から市役所周辺土地でそういうことが出来れば有効活用が出来る、国の用地も市役所の隣にあるのでお互い効果があるのではないかとということで、検討はしているがまだ見通しが立っていない状況。

それから君市踏切周辺について。これは踏切辺りの交通問題を解消するために関連用地を取得した。残地は民間への売却等の議論が必要だが。現在、踏切拡張用と道路を入れるのにどれだけの用地が必要か等をJRと議論している。JR用地も関わるので、それによってあそこの使い道も決まってくると思っている。

不要なものをどんどん買っているとは思っていないが、必要なものを見定めながらやっていき、ある程度方向性が出ればまた、ご説明なりご報告なりさせていただく。

森谷委員

そちらの報告では、公共施設は全国平均の2倍ある。言わせてもらえば社家地神社の土地を何に使っているかと言えば、今何も使っていない。観光バスを置くのだろう。それなら9号線君市踏切の横は最初から空いていたのだから、何故そこに置かないのか。工事業者が業者なので想像つくが、李下に冠を正さずだ。

この前も、公民館が足りないと言っていた。公民館の土地は無いかなと言って、欲しい所は在庫、棚卸に置いておく。そのぐらいのスピード感が無いと。「これは必要になるに違いない」と言って土地を買うなど許せない。

地域政策部長

当然、今持っている用地や何が必要かは庁内に検討組織もあり、その中で協議している。特に市街地にある市が使えるような土地はどういう物があるかとか、逆に統廃合で廃止の検討が出来る物、一方では建て替えが必要なもの、それらを想定しながら庁内で協議して、有効活用なり、必要なものは取得しなければいけないし、売却もするという考えでやっている。ご意見は参考にさせていただく。

佐々木委員長
財産管理課長

その他。財産管理課長。

(以下、「有福温泉 平成26年4月入湯料改定前後の定期券購入者数比較表(旧有福村地区)」、「浜田市有料駐車場の使用料改定後の利用状況について」資料をもとに説明)

佐々木委員長

この件について委員から何かあれば。

(「なし」という声あり)

佐々木委員長

ではここで一旦休憩して、先ほど飛ばした連結財務書類4表について行う。再開は14時25分。

[14時 15分 休憩]

[14時 25分 再開]

(6) 連結財務書類4表について

佐々木委員長 財務部長 佐々木委員長 森谷委員	議題 1 3 (6)について。財務部長。 (以下、資料をもとに説明) この件について委員から質疑は。森谷委員。 行政コスト計算書、11ページの表だが、左に総額とある。その下の 方に行政コスト301億と書いてある。かかった費用のことだと思うが、浜 田市予算が400億くらいだったので、それと比べると100億円の差がある。 この差は何か。
財務部長	良い質問。どこにも何も書いてないが、皆さんはこれから予算審査の 中で各事業の詳細について色々ご質問されると思うが、恐らく事業部分 の具体的なことはここに上がっていない。特に建設部関係のもの。「資 産形成するものは除外する」とある。建物や土地の購入等はここに上が らない形になっている。そのため差額が100億円くらい出ているかと思う。
森谷委員	生活インフラの他に、それ関係で100億円の資産を増やしたという解釈 で良いのか。
財務部長	一概に言えない部分がある。資産形成するのは起債を使って箱物を作 る。その部分は減価償却で上げるしかない。だから減価償却は22年とか4 0何年とか、法定耐用年数をもってやるので、購入費用・取得費用はここ には上がらない。ちょっと難しい。森谷議員は充分分かっていると思う が、物を取得、特に建物を取得した場合は減価償却があるので、40億円 の建物を取得したとしても、この項目にはどこにも上がらない。減価 償却で22年なりの法定耐用年数で計算して積み上がったのが、その生 活インフラや国道保全になると思う。
森谷委員	減価償却は一番左にトータル57億円と出ている。あれは関係ないかと 思うが…次へ行く。 減価償却の話が出たので。A3横長の資料の左上に「浜田市の・・・」 と書いてある、最初に説明されたもの。3番の純資産変動計算書。この 説明で減価償却はここには入っているけど、4番の資金収支計算書には入 ってないと言われた。それで間違いないか。
財務部長	正確に言うと純資産変動計算書に入っていると言い方をしたのは、行 政コスト、右の行政コスト計算書の中に減価償却を計算しているので、 それが必然的に3番目の、純資産変動計算書の中に入るという意味で言っ た。
森谷委員	純資産とその上の資金収支計算書を比べた場合、減価償却は経費とし て算出されるが、お金が出ていかない特徴がある。減価償却は57億ある が、資金収支、資産変動計算書の方で57億差があるという認識で良いか。
財務部長	今言われるのは、減価償却は非キャッシュフローになるので、当然そ の中で、資金収支計算書の中では計算をしない。逆に言えばそれを差し 引くような形になると思う。 逆に純資産変動計算書の中に入っていないもの、行政コスト計算書に入 っていないものが、借金の償還、公債費の償還がこの3番と2番には入っ てない。逆に4番に入ってくる。そういう考え方。
森谷委員	借金の償還が出たついでに訊くが、借金の償還をする金額と借金を新 しく借り入れる、浜田市はどちらが多いのか。
財務部長	年度によっても違う。基本的に新たに借金をしている方が多い。それ

	は優良債という形でご存知のとおり、合併特例債や過疎債を使っている のでそういう形になってくる。金額は70数億円の地方債に対して、逆に 借金は50億円か60億円くらいの償還になっていると思う。
森谷委員	了解した。先ほどの横長で浜田市と書いてある(4)だが、資金収支だか らこれは金が余るとか余らないとか、最近特に言われる単年度実質資金 収支と連動すると考えて良いのか。
財務部長	実質単年度収支のことを言われたと思う。実質単年度収支は単年度収 支に対して財政調整基金の調整をする。財政調整基金を繰り入れたか、 積み立てたか。そういう調整を行ったものが要約すると実質単年度収支 になるので、一概にイコールするとは言えない。
佐々木委員長	他に。
	(「なし」という声あり)
佐々木委員長	他に執行部からは。
	(「ありません」という声あり)
佐々木委員長	委員からあるか。森谷委員。
森谷委員	説明が無かったのだが、浜田市の財務書類を見ていたら、24ページに 棒グラフが一杯ある。これA B C D E、類似団体と書いてあるが、これ は何のために類似団体を出されたのか。比較して良いのか、悪いのか。
財務部長	良い悪い両方兼ね備えたものと解釈していただき、参考にさせていただ ければ。
森谷委員	私が調べると、Aが益田市だが益田市は確かに悪い。だけど他の所が、 まあ浜田市、実質公債費率と将来負担比率、将来負担比率は予算に対し てどれだけ借金があるかだが、浜田が24年で118パーセント。しかしBは 75パーセント。Dは69パーセント。だから益田市以外はすごく良い所を 並べられている。選択の基準は何か。
財務部長	こんな良い所もあるよという意味。浜田市よりもかなり良い所がある ということを理解していただくための数字。また、全協の際再度説明す るので、ここの部分はまた説明させほしい。
佐々木委員長	では、ここで執行部は退席されて構わない。

《 執行部退席 》

佐々木委員長	会議を再開する。これより執行部提出の同意案件1件、議案11件につい て採決を行う。
	同意第1号 浜田市教育委員会教育長の任命について
佐々木委員長	原案のとおり可決することにご異議は。
	(「なし」という声あり)
佐々木委員長	ご異議なしと認め、全会一致で原案どおり可決すべきものと決した。
	議案第1号 浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について
佐々木委員長	原案のとおり可決することにご異議は。
	(「なし」という声あり)
佐々木委員長	ご異議なしと認め、全会一致で原案どおり可決すべきものと決した。

議案第3号 浜田市行政手続条例の一部を改正する条例について

佐々木委員長

原案のとおり可決することにご異議は。

(「なし」という声あり)

佐々木委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案どおり可決すべきものと決した。

議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

佐々木委員長

原案のとおり可決することにご異議は。

(「なし」という声あり)

佐々木委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案どおり可決すべきものと決した。

議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

佐々木委員長

原案のとおり可決することにご異議は。

(「なし」という声あり)

佐々木委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案どおり可決すべきものと決した。

議案第6号 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例について

佐々木委員長

原案のとおり可決することにご賛成の方の挙手を求める。

[賛成者 挙手]

佐々木委員長

挙手全員。よって全会一致で原案どおり可決すべきものと決した。

議案第7号 島根県後期高齢者医療広域連合に派遣する浜田市職員に支給する特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例について

佐々木委員長

原案のとおり可決することにご異議は。

(「なし」という声あり)

佐々木委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案どおり可決すべきものと決した。

議案第11号 浜田市教職員住宅条例の一部を改正する条例について

佐々木委員長

原案のとおり可決することにご異議は。

(「なし」という声あり)

佐々木委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案どおり可決すべきものと決した。

議案第12号 浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例について

佐々木委員長

原案のとおり可決することにご異議は。

(「なし」という声あり)

佐々木委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案どおり可決すべきものと決した。

議案第13号 浜田市立図書館条例の一部を改正する条例について

佐々木委員長

原案のとおり可決することにご異議は。

(「なし」という声あり)

佐々木委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案どおり可決すべきものと決した。

議案第20号 浜田市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正

する条例について

佐々木委員長

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を。

〔賛成者 挙手〕

佐々木委員長

挙手全員。原案どおり可決すべきものと決した。

議案第21号 指定管理者の指定について（若生まなびや館）

佐々木委員長

原案のとおり可決することにご異議は。

（ 「なし」という声あり ）

佐々木委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案どおり可決すべきものと決した。

佐々木委員長

以上で付託を受けた議案の審議は終了した。

14. その他

佐々木委員長

委員から何かあるか。

（ 「なし」という声あり ）

佐々木委員長

これにて総務文教委員会を閉会する。

〔 15 時 02 分 閉議 〕

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに総務文教委員会会記録を作成する。

浜田市議会総務文教委員長 佐々木 豊 治 ⑩